

八木町南地区「災害時避難者支援マップ作成会議」の取組について

20.07.31 南丹市地域福祉計画推進委員会

1 はじめに

- 「避難！誰も取り残さない」・・・何度も台風による水害。昭和28年や昭和35年の水害など
- 日吉ダムの完成・・・水害などへの警戒心が薄れてきている側面もありそう
- 近年・・・一度雨が降ると、大きな災害につながる例の増加
とくに平成30年6月大阪北部地震、7月西日本豪雨、8・9月の数度の台風の襲来など
- 民生委員は、南丹市の要請を受け、担当地域の方々の安否確認や避難を勧めるなどの活動
事後の話し合いでは・・・「避難所が遠すぎる」「避難途中の道が浸水している」「避難所の設備が整っていない」「毛布や飲み水をなどを持ってといふけど、その姿での避難は難しい」「身一つでも動きにくい人があるのに」など

2 経過

◆ 何がいま課題

- ひとり暮らし高齢者宅防火訪問（年1回）
 - ・ 消防団分団の取組・・・民生委員、ふれあい委員が協力
 - ・ 事後の話し合い・・・南地区では、警報や避難情報が出たとき、集会所（公民館等）に、区の役員や消防団、民生委員等が集まって対処方法を話し合い、分担して事に当たるという態勢がない（他地区のように行政区ごとの公民館がないことも一つの理由）
- 民生委員と分団役員との懇談会・・・名簿、状況等の共有、いざというときの連絡・協力
- 最も大きな課題・・・町内のそれぞれの組織（団体）は一生懸命に取り組んでいるのに、組織間の連絡・連携が必ずしも十分にとれているとは限らないこと
- 誰も取り残さない避難のために
 - ・ 自分一人（家族や自分たちだけ）では、避難することがむずかしい人たちはどうする？
⇒ 現状＝民生委員が訪問したり、電話したりして、安否確認や避難を呼びかけている

◆ 対応策

- 「地図」を作れば、避難がむずかしい人たちの所在が一目で分かる
 - ・ 地図を元に、迅速に次の行動（情報伝達、避難）につなぐ
 - ・ 記載情報は、民生委員その他が活動を通じて得た情報などとする
- 区長を中心とする緊急時の対応が必須（住民の手による防災・減災）

◆ 目的

- 自然災害（豪雨・台風）の多発と被害の甚大化という認識の共有
- より確実に安全な情報の伝達と避難
 - ・ 誰が、どのように、その情報を伝え、避難につなぐかを明確に

◆ 組織

- 「災害時避難者支援マップ作成会議」を組織する（区長会へ呼びかけ＝自治会の参加）
- 事務局・・・民生委員協議会南地区委員会、消防団南分団、自治会、社協八木事務所で構成、それぞれの団体代表2～3人ずつ計10人程度

3 検討課題

- ◆ どのような人たちを「マップ」に記録するか
 - 『災害時要配慮者支援台帳（名簿）』登載者に限定する
 - ・ 「それ以外にも避難時に支援が必要な人がおられる」との認識を持つ
 - ・ ふれあい委員の情報は、民生委員が聴き取りと確認を行い、民生委員の情報とする（守秘、ふれあい委員の負担感軽減等の観点から、区内住民情報の収集・充実を図る）
 - ・ 登載（申請）を勧めることを継続するが、当面は名簿登載者とする
- ◆ 「マップ」に記録する根拠（＝個人情報、プライバシーの保護）
 - ① 南丹市が登録申請を勧めている
 - ② 申請のあった人たちを『災害時要配慮者支援台帳』に登載し、指定された関係者（市、消防、警察、社会福祉協議会、民生委員、自治会（区長））に台帳を配布している
 - ③ 台帳に登載された人たちは、災害時に関係者が情報共有することに同意されている
- ◆ 「避難するのに支援が必要な人たち＝災害時要配慮者（要支援者）」とは
 - ⇒ 災害時に、自分ひとり或いは家族を含め自分たちだけでは、普通に行動し、避難することがむずかしい人たち
 - ※ 障がいのある人、傷病者、体力的に衰えのある高齢者、日常的には健常者であっても、理解力や判断力の乏しい乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人、一時的なハンディキャップとしての妊婦、当該地域の地理に疎い観光客、旅行者など（支援の対象）
- ◆ 明らかになったこと
 - ① 2019年度第1回災害時避難者支援マップ作成会議（7月7日出席者アンケートなど）
 - ・ 災害時要配慮者支援台帳をじっくり見たのは初めて（使い方も）
 - ・ 区長の知らないことが多くある。関係者で意見交換をして、情報や課題を共有できた
 - ・ 災害時対応に際し、地域で把握しておくべき人や事柄が具体的に分かるようになった
 - ・ 1年ごとに交代する区長等がこの内容をどのように引き継いでいくかが課題
 - ・ 区の役員会など近隣の情報を交換・共有できる環境や仕組みの整備
 - ② 2019年度第2回災害時避難者支援マップ作成会議（11月24日区ごとの話し合い）
 - ・ 誰が誰の避難にあたるかの明確化と事前把握が必要
 - ・ 誰がどこへ避難したかの情報の共有（→「避難情報の連絡確認メモ」の作成・活用）
 - ・ 避難時の車等の確保、道路（避難経路）の冠水の事前把握
 - ・ 情報過疎にならない配慮、生活物品の確保
 - ・ 区や自治会に入っていない人、マンション住まいの人たちへの情報伝達、避難の問題
 - ③ 2020年度第1回災害時避難者支援マップ作成会議（7月5日出席者アンケートなど）
 - ・ 2年目となり、新旧区長間での引継ぎもあってスムーズに取り組めた
 - ・ 支援台帳登録への取組を区長も行っていくことが必要
 - ・ 災害時の声掛けや避難支援など、個々の避難の手立てを明確にできれば（→個別支援計画）
 - ・ 実際の災害時を想定した連携の在り方等を考え協議する場とシミュレーション、訓練
 - ・ 災害時には呼びかけや支援の必要な人が、台帳に登載された人以外にまだ多くある（区入りしていない人、アパート住まいの人等への情報伝達や避難支援の課題は今も）
 - ・ 本人の同意に関係なく、必要と思える人はマップに記入して、活用すべき、との意見も

4 今後

◆ マップ作成にあたっての基本的な考え方

- ① 一度に多くを欲張らない ⇒ 適時に修正、改訂、追加をする
- ② 作成の過程を大事に
 - ・ 作成の過程で区内の状況を話し合い、情報共有することがイザという時に役立つ
 - ・ 作業の過程で出された様々な疑問、改善点、提案などを話し合う
 - ・ あそこにはこんな人もいる、こんなことで困っている人がいる、などの情報を共有する
- ③ 記録事項についての秘密を守る（個人の知られたくないと思われる情報も記録される）
 - ・ マップの保管や取り扱いは限定的にするなど細心の注意を払う
 - ・ 記録される本人の理解が得られるよう、趣旨や意義を様々な機会にPRする
- ④ 「困っておられるかもしれない」情報が、ご本人の了解される範囲で、近隣の方々の間で知り合えており、イザというときには助け合えることができればいい

◆ 名簿未登録（未申請）の方への対応

- ① 『災害時要配慮者支援台帳』登録のための申請を勧める
 - ・ 活動の中で把握した支援が必要な人全員の同意を得ることはすぐには難しい
 - ・ 今できるのは、「台帳」登録申請者の数を一人でも多くすること
- ② 社協によるネットワーク会議を活用し、ふれあい委員の得た情報を的確に把握する
- ③ 継続すること
 - ・ 区長は、世帯台帳等で知り得た世帯の状況により
 - ・ 民生委員は、活動やネットワーク会議をとおして把握した個別の状況等により
 - ・ 消防団南分団は、ひとり暮らし高齢者宅防火訪問の際、支援台帳の趣旨を説明し当該の世帯に「台帳」登録の申請を勧める。その際、「台帳」の活用による災害時の対応や情報の共有についても理解が得られるよう努める（個人情報への配慮が基本など）

5 マップの取り扱い

◆ 作成 正副2部

※ 毎年新たに一から作成する

- ・ 作業をとおして担当地区内の現状や課題を把握する
- ・ 情報の更新のみでは見落としにつながりやすい
- ・ 作成会議時に前年度分を回収し、一括廃棄する

◆ 保管 正本；区長・・・ 災害時の連絡に活用、その他三役等で活用法を検討

副本；自治会の金庫・・・消防団・分団の活動時に活用

- ・ 災害時要配慮者支援台帳を地図に落としたもの
- ・ 避難情報の連絡確認メモ ～ 連絡対象者一覧と連絡の確認のために
- ・ 警報等発令時、これ以外にも連絡、確認の必要な方があることは認識しておく

◆ 守秘 個人情報の集積であるとの自覚をもって、取り扱いは厳正に

作成関係者以外に公開しない

